

健康づくり対策補助事業 実施要領

1. 目的

この要領は、「健康づくり対策補助事業 事業要綱」に基づく事業の効果的な実施と円滑な事務手続きを行うことを目的に、対象事業範囲や請求・支払方法等の具体的事項について定める。

2. 補助対象事業

(1) 要件の概要【健康づくり対策補助事業 事業要綱「2.」】

事業主が当組合の加入者（被保険者・被扶養者）を対象に、健康の保持や増進のための健康づくりを目的として実施する事業であり、労働安全衛生法等の労働法規により事業主の実施を義務付けている事業でないこと。

(2) 対象事業の具体例

① 職場での健康づくりを目的とした研修会・講習会等に要する費用

- ・講師への謝礼金、研修用パンフレット購入費など

② 職場での健康づくりを目的としたイベントに要する費用

- ・健康づくりを目的とした参加型スポーツイベントの費用

イベント運営費用

体育施設（体育館・グラウンドなど）の利用料、用具の購入費・賃借料、

飲食費用（弁当代、スポーツ飲料等の飲み物代は認めるが、イベント終了後の懇親会等の費用は不可とする。）

※スポーツ観戦は対象外

- ・健康づくりに有効なアプリ等利用料

ウォーキングアプリ利用料など

③ 健康の維持・管理のための職場環境の整備、改善費用

- ・感染症対策費用（アルコール消毒液やマスクなどの購入費）
- ・熱中症対策費用（スポットクーラーなど環境整備費用、スポーツ飲料購入費など）

④ 健康づくり用具の購入費

- ・健康づくりのための用具（スポーツ用具、体力づくり用具、健康管理用具など）

⑤ 組合が行う各種健診における受診者自己負担額の軽減に要する費用

【以下の条件すべてに該当することが必要です】

- ・組合実施の日帰りドック等の健診の受診しやすい環境づくりとして実施するものであること
- ・補助単価について、受診者ごとに、また異なる年度ごとに、軽減のための費用が異なることのないように事業所内ルールがあること

3. 費用請求・支払方法

(1) 費用請求等に基づく費用の支払方法については、「立替費用精算払い方式」または「直接払い方式」とする。

(2) 「立替費用精算払い方式」

補助対象事業に要する費用について各事業所が一旦費用負担（立替）し、一括または一定期間ごとに取りまとめて組合に立替費用を請求する方式であり、各事業所の請求事務及び事務局の支払事務の効率化を図るため、この「立替費用精算払い方式」を費用請求・支払方法の原則とする。

(3) 「直接払い方式」

補助対象事業に要する費用のうち健康づくり用具等の物品購入の場合であって、各事業所において費用の立替が困難な場合については、組合が直接販売会社等へ支払う「直接払い方式」を選択できるものとする。

(4) 費用請求等の方法

① 「立替費用精算払い方式」の場合

- ・「健康づくり対策補助事業【立替費用】請求書（様式1）」により立替費用を組合に請求する。

- ・添付書類

- ㊦ 「健康づくり対策補助事業 事業費用明細書（様式2～5）」

- 事業の種類に応じて（様式2～5）を選択して作成すること。

- ㊧ 事業の実施に要した各費用の領収書（原本）

- 事業主との費用の共同負担等のため、原本の添付が困難な場合は写しも可とするが、その場合は事業主の原本証明（要押印）を行うこと。

- また、事業主負担額と組合への請求額の内訳を附記すること。

- ㊨ 【物品購入費の場合の留意点】

- ※ 領収書には購入した物品の物品名が具体的に記載されていること。

- 領収書に記載された物品名のみでは用途が判断できない場合は、「健康づくり対策補助事業【立替費用】請求書」に用途を明記すること。

② 「直接払い方式」の場合

- ・「健康づくり対策補助事業【直接払い】申請書（様式6）」により物品の交付及び物品販売会社への支払いを組合に依頼する。

- ・添付書類

- ㊦ 物品販売会社等からの請求書（原本 写し不可）

- ※ 請求書には購入した物品の物品名が具体的に記載されていること。

- 物品名のみでは用途が判断できない場合は、「健康づくり対策補助事業【直接払い】申請書」に用途を明記すること。